

# 種子島西村家所蔵資料三点に見る

## 西村天因と重建懐徳堂

竹田健二  
(島根大学教授)

はじめに

二〇一八年八月二十七日より三十一日まで、鹿児島県種子島の西之表市にある「種子島開発総合センター」大会議室において、種子島西村家所蔵西村天因関係資料の調査を行った。その概要については、本誌所収の湯浅邦弘氏「平成三十年度(二〇一八)種子島西村天因関係資料調査について」を参照されたい。

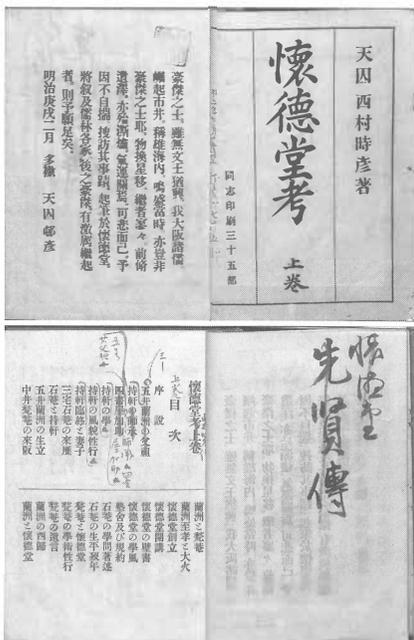
今回の調査において筆者は、文献・文書類の調査と整理とを主に担当した。本稿では、今回の調査により確認された、西村天因と懐徳堂顕彰運動・重建懐徳堂との関係を考える上で重要と考えられる資料三点を紹介し、それらについて現時点での卑見を述べる。

### 一 天因所蔵の『懐徳堂考』上下巻

今回の調査により、西村天因自身が所蔵していたと見られ

る『懐徳堂考』上下巻が発見された。この資料が天因所蔵のものであることは、上巻の序文の葉の上部に、「天因書室」の印記があることから確実と思われる(図一)。

興味深いのは、本資料に、天因によるものと見られる墨筆や朱筆による様々な書き込みが認められる点である。例えば、

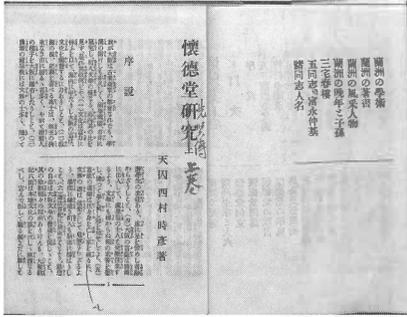


図一

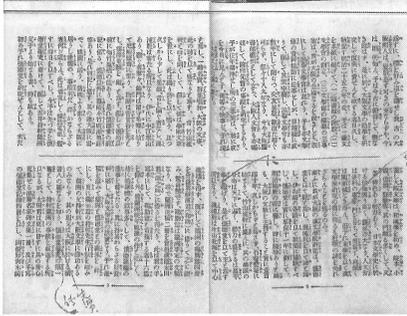
図二

書名を記した扉の所には、「翌年七月十五日竣工 下巻ハ七十五部」との朱筆の書き込みがある(図一)。

特に注目される書き込みは、序文の葉の裏面の白紙の部分に、大きく「懷徳堂先賢傳」と墨筆で書き込まれ、そしてそれが朱筆により見せ消ちとされているところである(図二)。また、目次の冒頭に「懷徳堂考上巻」とある箇所の「考上巻」の上に朱筆の線が引かれ、その右に「先賢傳」と書き添えられている(同)。更に、本文第一頁冒頭にある内題「懷徳堂研究上」についても、「研究上」の上に朱筆の線が引かれて、「先賢傳上巻」と書き添えられている(図三)。加えて本文題三頁



図三



図四

下段第一五行にある本文中の「懷徳堂研究」の語も、「研究」の上に朱筆の線が引かれ、その語を「先賢傳」に変更するように指示する朱筆の書き込みがある(図四)。これらはすべて、或る時点で天囚が、『懷徳堂考』の書名を『懷徳堂先賢傳』へと改めようとしたこと、しかし、天囚は結局改題を断念したことを示すと考えられる。

本資料に認められる書き込みの行われた時期については、なお慎重に検討する必要があるが、現時点で筆者は、大正十三年(一九二四年)四月から七月の間、おそらくは四、五月あたりと推測している。

『懷徳堂考』の最初の出版は、上下巻の扉にそれぞれ記されているように「同志印刷」としての出版であった。そしてその発行部数は、明治四十三年(一九一〇年)三月出版の上巻が三十五部、明治四十四年(一九一一年)七月出版の下巻が七十五部と、非常に少ない。これは、この出版が、懷徳堂顕彰運動を推進した大阪人文会の会員に配布することを目的としたものであり、会員数に合わせた部数のみ印刷されたためと考えられる。<sup>(3)</sup>『懷徳堂考』の最初の出版(以下、明治版)は、一般向けの出版ではなかったのである。

『懷徳堂考』の一般向け出版は、大正十四年(一九二五年)十一月、財団法人懷徳堂記念会によって実現した。この時出版された『懷徳堂考』(以下、大正版)に附された重建懷徳堂

教授・松山直蔵の序には、明治版は「私かに數十部を印して、之を頒つ。而して未だ流行刊本あらざる」状況であったため、「懷徳堂記念會の成るや、又印行を議する者あり、大正甲子四月重印の議決す。子俊親ら訂補を爲し、稿を以て余に致す。未だ印するに及ばずして、子俊遽かに世に即き、終に書の成るを觀るに及ばず」とある。<sup>4</sup>すなわち、財団法人懷徳堂記念會において大正十三年（一九二四年）に『懷徳堂考』の一般向けの刊行が議決され、その議決を受けて天囚（子俊は字）自らが『懷徳堂考』の補訂を行い、補訂を終えた原稿を松山に渡していた。しかし、同年七月、天囚は一般向け出版を目にすることなく、亡くなつてしまつたのである。

今回発見された本資料の書き込みと大正版との関係について、現時点では詳細な検討を加えるに至っていないが、本文に加えられた朱筆の書き込みが大正版に反映されていると見られる箇所は、確かに複数存在する。例えば、明治版一頁下段六行目「富豪の道樂は往々身を亡し家を破るに」の「に」について、本資料には「も」へと修正する書き込みが認められ（図三）、大正版には「富豪の道樂は往々身を亡し家を破るも」とある。また、同一頁下段五行目「庶幾くは闡顯憾なき得ん」の「憾なき」と「得ん」との間に「を」を加筆する書き込みが認められ（図四）、大正版には「庶幾くは闡顯憾なきを得ん」とある。更に、同十八行目「勢力の盛なるは昌平學

を繼げり」の「を」について、「に」に修正する書き込みが認められ、大正版には「勢力の盛なるは昌平學に繼げり」とある。もっとも、すべての書き込みが大正版に反映されているわけではない。先に触れた『懷徳堂先賢伝』への改題が大正版に反映されていないことに加えて、例えば、上巻の目次において、「序説」に続く幾つかの節には朱筆で修正を指示すると見られる書き込みが加えられているが（図二）、書き込みは大正版の目次に反映されていない。<sup>5</sup>

こうした現象が認められるのは、松山の序文の記述を信ずるとすれば、本資料の書き込みは大正版のための天囚の「訂補」の一部ではあるものの、最終的なものではなく、初期の段階のものであるためと推測される。筆者が本資料の書き込みが大正十三年（一九二四年）四月から七月の間、おそらくは四月、五月あたりではないかと推測するのは、このためである。

なお、天囚が何故『懷徳堂考』を『懷徳堂先賢伝』へと改題しようとしたのかは不明である。後に『懷徳堂考』上巻となる、明治四十三年（一九一〇年）二月七日に大阪朝日新聞で始まつた天囚の連載は、「懷徳堂研究其一」という題名であったが、同年二月二十七日の連載終了時に「懷徳堂考上巻」に改題された。<sup>6</sup>天囚は改題に対して、さほど抵抗がなかったと思われる。

『懷徳堂先賢伝』への改題を天囚が断念した理由も不明だ

が、明治の末から懷徳堂顕彰運動に関わってきた財団法人懷徳堂記念会関係者の中で、『懷徳堂考』との題名が既に定着しているとの判断があつたのかもしれない。

## 二 「懷徳堂定期講演規定」(私案)

### ／大正八年度前後期講演科目并講師(私案)

今回の調査で、天囚の執筆した雑多な原稿類を仮綴した一冊の資料の中に、大正七年(一九一八年)頃のものと推測される、天囚自筆と見られる「懷徳堂定期講演規定(私案)／大正八年度前後期講演科目并講師(私案)」が含まれていることが判明した(図五・六)。この資料は僅か一葉の原稿用紙に記されている、極めて短いものであるが、「懷徳堂」と記された原稿用紙を使用していること、及びその筆跡から判断して、天囚の執筆したものと推測される。この資料が大正七年頃のものと推測されるのは、「大正八年度前後期講演科目并講師(私案)」が記されているためである。

本資料の全文は以下の通りである。なお、引用に当たり、本文に適宜句読点を加えた。

### 懷徳堂定期講演規定(私案)

目的 高等ナル文學及學術的智識ヲ普及スルヲ以テ目的

図五



図六



トス。

學期 一年ヲ分チテ前期後期ノ二學期トス。前期ハ四月二始り、十月二終ル。後期ハ十一月二始り、翌年三月二終ル。

講演 毎月三回、每一期約十五回トス。

聴講料 毎期四円トス。教師店員學生等ハ二円トス。

聴講生資格 中等學校卒業程度若クハソレ以上ノモノトス。但特志ノモノハ是ノ限ニ非ズ。

聴講證明書 聴講生ノ願ニヨリ、聴講證明書ヲ授與ス。

其試験方法ハ講師ニ任ス。

大正八年度前後期講演科目并講師（私案）

前期

支那文學 元曲概説

狩野博士

支那史 唐代ノ文化

桑原博士

後期

國史 武士道ノ發達

三浦博士

教育 人格主義教育學

小西博士<sup>8)</sup>

「懷徳堂定期講演規定（私案）」は、重建懷徳堂における「定期講演」に関する規定を定める際に天因が提示した原案、「大正八年度前後期講演科目并講師（私案）」は、大正八年に重建懷徳堂において行う「講演」とその講師の候補に関する天因の原案を、それぞれ記したものと推測される。両者が連続して記されていることから見て、後者の「講演」とは、前者の「定期講演」を意味していると推測される。

単純に考えれば、この資料は、大正七年或いは八年の時点で、

重建懷徳堂において行われていた「定期講演」についての規定の原案に見える。しかし、そのように理解することはできないと考えられる。

財団法人懷徳堂記念会に関する様々な規則等を収録する資料としては、大正十五年（一九二五年）発行の『懷徳堂要覧』がよく知られているが、大正一〇年（一九二〇年）にも『懷徳堂一覽』が発行されている。この『懷徳堂一覽』の中には『懷徳堂諸規則』が収録されており、その冒頭に以下に示す「懷徳堂講義規則」が掲載されている。<sup>9)</sup>

#### 一 懷徳堂講義規則

第一條 本堂ハ徳性ノ涵養學術ノ研究ヲ目的トシ左ノ講義講演ヲナス

第二條 本堂ノ講義ヲ<sup>10)</sup>定日講義定期講演ノ二種トス

第三條 定日講義ハ一カ年ヲ三期二分チ一月十一日ヨリ三月末日マデヲ第一期トシ四月十一日ヨリ六月末日マデヲ第二期トシ九月一日ヨリ十二月二十日マデヲ第三期トス

第四條 定日講義ノ課程及ビ教科書ハ別ニ之ヲ定ム

第五條 定日講義聴講生タラントスル者ハ聴講志望書（用紙ハ本堂ニ於テ交付ス）ヲ差出サルベシ但二十歳未満ノモノハ父兄若クハ長上ノ連署ヲ要ス

第六條 定期講演ハ學術講演及ビ通俗講演ノ二種トス

第七條 定期學術講演ハ七八両月ヲ除キ毎週土曜日、通

俗講演ハ毎月一回若クハ二回之ヲ公開ス其講師及講義

科目ハ豫メ之ヲ公示ス

第八條 定期講演聽講者ハ聽講者名簿ニ住所職業氏名ヲ

自署シ若クハ住所職業ヲ附記セル名刺ヲ差出サルベシ

第九條 本堂ノ定期講演及通俗講演ノ聽講ハ無料トシ定

日講義聽講生ニハ堂費トシテ毎期ノ始ニ於テ一ヶ月貳

拾錢ノ割合ヲ以テ納入セシム若シ講本ヲ印刷スルコト

アルトキハ實費ヲ徴収ス但日曜朝講聽講生ニハ堂費ヲ

徴セズ

第十條 本堂ニ於テ特殊ノ研究ヲナサントスル者ノ爲ニ

特別講義ヲナシ一定ノ期間臨時講演ヲ開クコトアルベ

シ其規程ハ臨時之ヲ定ム

「懷德堂講義規則」においては、重建懷德堂において行われる講義が「定日講義」と「定期講演」とに区分され、その中の「定期講演」は更に「學術講演」と「通俗講演」とに区分されている。重要な点は、「懷德堂講義規則」においては、「定日講義」であれ「定期講演」であれ、その目的は「徳性ノ涵養學術ノ研究」とされている点、及び「定期講演」は、「學術講演」も「通俗講演」も、聴講料は無料とされている点である。

ところが、「懷德堂定期講演規定（私案）」において「定期講演」の目的は、「高等ナル文學及學術的智識ヲ普及」とされ、また聴講生の資格が原則中等学校卒業程度かそれ以上とされている。しかも、その聴講料が「毎期四円」、教師店員学生は二円」と、無料ではなく高額である。このため、「懷德堂定期講演規定（私案）」にいう「定期講演」は、「懷德堂講義規則」において規定されている「定期講演」のことではなく、それとは全く別のものであると考えられる。

私見では、「懷德堂定期講演規定（私案）」にいう「定期講演」は、大正十二年（一九二三年）四月から重建懷德堂で始まる文科講義を指しており、本規定は、文科講義に関する規定の原案と理解すべきである。文科講義について後に定められた規定は、大正十五年（一九二五年）の『懷德堂要覽』に収録されている「懷德堂講義講演規則」の中にある。その全文は以下の通りである。

#### 懷德堂講義講演規則

第一條 本堂ハ徳性ノ涵養學術ノ研究ヲ目的トシ左ノ講義講演ヲナス

第二條 本堂ノ講義ヲ分チテ文科講義、定日講義、日曜朝講ノ三種、講演ヲ分チテ定期講演、通俗講演ノ二種トス

第三條 文科講義、定日講義ハ一カ年ヲ三期ニ分チ、一月十一日ヨリ三月末日マデヲ第一期トシ、四月十一日ヨリ六月末日マデヲ第二期トシ、九月一日ヨリ十二月二十日マデヲ第三期トス

第四條 文科講義、定日講義ノ課程及び教科書ハ別ニ之ヲ定ム、日曜朝講ハ孝經四書ヲ反復順講ス

第五條 文科講義、定日講義ノ聽講生タラントスル者ハ聽講志望書(用紙は本堂之を交付す)ヲ差出サルベシ 但二十歳未満ノモノハ父兄若クハ長上ノ連署ヲ要ス 但文科講義聽講生タラントスル者ハ中等學校卒業程度以上ノ学力アルモノニ限ル

第六條 定期講演ハ七八両月ヲ除ク外毎月毎週土曜日、通俗講演ハ毎月一回若クハ二回之ヲ公開ス(一月四月九月ハ十日マデ、十二月ハ二十一日以後休講) 其講師及び演題ハ豫メ之ヲ廣告ス

第七條 講演並ニ日曜朝講聽講者ハ聽講者名簿ニ住所職業氏名ヲ自署シ若クハ住所職業ヲ附記セル名刺ヲ差出サルベシ

第八條 本堂ノ講演並ニ日曜朝講ノ聽講ハ無料トシ定日講義聽講生ニハ堂費トシテ毎期ノ始ニ於テ一ヶ月貳拾錢ノ割合ヲ以テ納入セシム文科講義聽講生ハ授業料トシテ毎月貳圓ヲ納入セシム

第九條 本堂ニ於テ特殊ノ研究ヲナサントスル者ノ為ニ特別講義ヲナシ一定ノ期間臨時講演ヲ開クコトアルベシ其規程ハ臨時之ヲ定ム

「懷徳堂講義講演規則」における文科講義の規定は、聴講を「中等學校卒業程度以上ノ学力アルモノニ限ル」とあり、その聴講料は月に二円とされている。聴講の資格や聴講料等について、文科講義と「懷徳堂定期講演規定(私案)」にいう「定期講演」とは、若干異なるところがあるものの、両者の基本的な性格は概ね一致していると考えられる。また「懷徳堂要覽」の他の箇所には、文科講義の目的について、「東西の名著を講じ文科に屬する學術の研究に資するを以て目的」とすると述べられている。「懷徳堂定期講演規定(私案)」にいう「定期講演」と文科講義とは、その目的もほぼ一致していると見てよからう。

このため、「懷徳堂定期講演規定(私案)」は、大正七年(一九一八年)の段階で、それまで重建懷徳堂では行われていなかった學術性の高い新たな講義を創設すべく、天因が財団法人懷徳堂記念会に提案した規定案であり、そして「大正八年度前後期講演科目并講師(私案)」は、同時に提案された大正八年に実施するとした場合の講師候補者の案と考えられる。

おそらく文科講義は、大正二年（一九一三年）に財団法人懷徳堂記念会が認可された時点、或いは大正五年（一九一六年）に重建懷徳堂が建設された時点においては、開講の計画が全く存在しておらず、この天囚の私案がいわば起点となつて構想され、そして大正十二年（一九二三年）に実現したものと推測される。本資料は、財団法人懷徳堂記念会において天囚が、重建懷徳堂のあるべき姿について、積極的に、かつ具体的に提案を行つていたことをよく示すものと考えられる。<sup>10)</sup>

### 三 「懷徳堂發展擴張方針私見」

前章で取り上げた「懷徳堂定期講演規定（私案）」／大正八年度前後期講演科目并講師（私案）」が含まれている資料の中には、連続して「懷徳堂發展擴張方針私見」が綴じられている（図七・八）。この資料も僅か一葉表裏の短いものであるが、両資料が連続して綴られていること、かつ両者は同じく「懷徳堂」と記されている同じ原稿用紙を使用していること、またその筆跡が共通していると見られることから判断して、やはり天囚が大正七年頃に執筆したものと推測される。

本資料の全文は以下の通りである。なお、引用に当たり、本文に適宜句読点を補つた。

### 懷徳堂發展擴張方針私見

懷徳堂ヲ記念セムニハ、懷徳堂先師儒ノ學術ヲ繼承考究セムコト、此レ最適當ノコトナリ。特ニ本邦ノ道德文化ニ影響セルコト極テ大ナル支那ノ學術ヲ講明セムコトハ、太必要ナルコトナリ。然レドモ、同時ニ又方今ノ時勢ニ

図七



図八



適應スル施設ヲナスノ要アリ。サレバ、今後二方面ニ向ツテ發展ノ歩ヲ進メザルベカラズト考フ。即チ一ハ純然タル完備セル支那學術研究所トナス事

一八

大阪文科大学ノ準備的事業トシテ、定期講演ヲ汎ク文科ノ各科目ニ亘リテ擴張スル事

之ナリ。第一ノ目的ヲ達成スル方法トシテハ、先ヅ完全ナル圖書館及研究室ノ設備ヲ急務トナス。次ニ給費研究生ヲ置キ、研究生收容ノ學舎ヲ設クルガ如キ、亦望マシキコトナリ。第二ノ目的ヲ達成スルニハ、先ヅ資金ノ増加ニ伴ヒ、各科ノ講師ヲ増聘シテ、講演度數ヲ増加シ、或適當ナル時機ニ達セバ、資金ノ大募集ヲ行ヒ、単科大学ノ組織トナスベキナリ。

この中で天因は、重建懷徳堂が「懷徳堂先師儒ノ學術ヲ繼承考究」すること、特に「本邦ノ道德文化ニ影響セルコト極テ大ナル支那ノ學術ヲ講明セムコト」は大いに必要であるとしながらも、同時に「方今ノ時勢ニ適應スル施設」へと發展擴張する必要があり、その二つの「方向」として、第一に「純然タル完備セル支那學研究所トナス事」、第二に「大阪文科大学ノ準備的事業トシテ、定期講演ヲ汎ク文科ノ各科目ニ亘リテ擴張スル事」をその「目的」としなればならないと主張

する。そして、第一の目的を達成するために、「完全ナル圖書館及研究室」を設置することが急務であり、次いで「給費研究生ヲ置キ、研究生收容ノ學舎ヲ設クル」ことが望ましいとする。また第二の目的達成のためには、先ず資金を増加し、それによつて様々な分野の講師を多数招き、従来より多くの講演を実施すること、そして「或適當ナル時機ニ達セバ、資金ノ大募集ヲ行ヒ、単科大学ノ組織トナスベキ」であるとする。

研究室の整備については、天因の没後、大正十五年（一九二六年）十月に鉄筋コンクリート造りの書庫及び研究室が重建懷徳堂に附設される形で実現した。またこの時の書庫の整備は、おそらく前年の大正十四年（一九二五年）九月、故西村博士記念会が西村家から購得した天因の遺書を、財団法人懷徳堂記念会に「碩園記念文庫」として寄贈したことに関わりと推測される。「完全ナル圖書館」とはもちろん異なるが、財団法人懷徳堂記念会はまとまった量の書籍を保有することとなつたのである。周知の通り、それらの書籍は第二次世界大戦後大阪大学へ寄贈され、今日大阪大学附属図書館の懷徳堂文庫の核となつている。

更に、大正十四年（一九二五年）に永田仁助理事長が重建懷徳堂に対して「漢學奨勵の爲め、奨學資金五萬圓を寄附したことを受けて、大正十五年（一九二六）九月には「懷徳堂漢學奨勵規定并同給與規定」<sup>12</sup>が定められた。これは、永田

の寄付金を基金として、漢学研究者に学費もしくは研究費を給与し、また重建懷徳堂聴講生の「熱心ナルモノ」に対して給付するための制度である。研究生を收容する学舎の建設には至らなかったが、給費研究生の制度についても、概ね実現したとしてよからう。

第二の目的についても、一部は実現したと考えられる。すなわち、前述の通り、大正十二年（一九二三年）四月、重建懷徳堂では文科講義が始まる。文科講義は、それまでに重建懷徳堂で行われていた講義（定日講義、日曜朝講）や素読料が専ら「徳性を涵養」することに力点が置かれていたのとは異なり、「東西の名著を講じ文科に屬する學術の研究に資する」ことを目的とするものであり、「各科ノ講師ヲ増聘シテ、講演度數ヲ増加」しようとしたものと位置付けることができよう。残念ながら、「資金ノ大募集ヲ行ヒ、単科大学ノ組織トナス」ことは実現しなかったが、これは資金的問題が原因と推測される。

以上のように、本資料により、重建懷徳堂を将来単科大学に発展拡張させる構想が天囚にあったこと、また財団法人懷徳堂記念会が本資料に述べられている天囚の構想を概ね順次実現させていったことが明らかとなった。

重建懷徳堂は、その設立当初から昭和二十年（一九四五年）に空襲により焼失するまで、基本的に学校教育制度の枠外に

あって、専ら社会人を対象として、平日の夜間や日曜日に講義・講演を行った。その重建懷徳堂の将来像として、大正七年頃天囚は何故、近代学校教育制度の中の「学校」である「単科大学」への発展を構想したのであるうか。

私見では、天囚の構想は、大正七年十二月に交付された大学令と密接に関わっている。大学令は、財団法人が私立大学を設立することを認め、しかも単科大学の設置を可能とするものであった<sup>13</sup>。結局は実現しなかったとはいえ、重建懷徳堂の単科大学化構想は、近代日本における重建懷徳堂の位置や、天囚と重建懷徳堂との関係を考える上で、極めて興味深い。

#### おわりに

今回の西村家所蔵西村天囚関係資料の調査は、資料目録の作成を目指して取り組んだが、現時点では残念ながら、目録の完成には至っていない。また、個々の資料の内容等についても十分には解明できていない。本稿で紹介した資料以外にも、懷徳堂記念会と西村天囚との関係を考える上で重要な資料が含まれている可能性は少なくないと予測される。今後調査を継続し、懷徳堂顕彰運動の実態解明を進めたい。

## 注

(1) 『懷徳堂考』下巻は、天因が独力で執筆した上巻と、その成立の経緯が大きく異なる。すなわち、天因は下巻の執筆に当たり、懷徳堂の学主を歴代務めた中井家の子孫・

中井木菟麻呂に資料の提供を依頼、この依頼に応じた木菟麻呂が『懷徳堂水哉館先哲遺事』を執筆して天因に提供した。天因は木菟麻呂が提供した『懷徳堂水哉館先哲遺事』に基づいて『懷徳堂考』下巻を執筆した。本資料の書き込みには、そうした事情についてはまったく触れられていない。拙著『市民大学の誕生—大坂学問所懷徳堂の再興—』（大阪大学出版会、二〇一〇年）参照。

(2) 但し、扉の「懷徳堂考」との書名の箇所には修正が加えられておらず、改題の修正が徹底していない部分が認められる。このため、天因がどの程度改題を強く考えていたのかについては、いさゝか疑問が残る。

(3) 注(1) 前掲の拙著『市民大学の誕生—大坂学問所懷徳堂の再興—』参照。

(4) この序文の中で松山直蔵は、明治版を「私かに数十部を印して、之を頒つ」ことを「社友有志」が行ったと述べている。前述の通り、「同志印刷」の「同志」とは大坂人文会の会員を指すと考えられるが、松山は大阪朝日新聞

内部の有志を指すと誤解していたと見られる。大正五年（一九一六年）に広島高等師範学校教授の職を辞して重建懷徳堂教授となった松山には、明治末からの大阪における懷徳堂頭彰運動の実態がよく理解できていなかったであろう。

(5) 明治版上巻の目次には、「序説」の後に「五井蘭洲の父祖」、「持軒の師承」、「四書屋加助」、「持軒の学」、「持軒の風貌性行」、「持軒臨終と妻子」、「三宅石菴の来歴」、「石菴と持軒」、「五井蘭洲の生立」、「中井整菴の来阪」、「蘭洲と整菴」、「蘭洲至孝と大火」以下、合計三十一の節が挙げられている（目次にはないが、本文には「石菴と合翠堂」の節もある）。一方、上下巻に分かれていない大正版の目次において、明治版上巻に相当する部分は、「序説」の後に「一、五井持軒（四書屋加助）」、「二、三宅石庵の来歴」、「三、五井蘭洲の生立」、「四、中井整菴の来阪（蘭洲と整菴）」以下、合計十四の節が挙げられている。すなわち、大正版は単なる明治版の復刻ではなく、複数の節をまとめて新たに節を設け、またその各節に番号を附している。しかし、本資料の目次への書き込みと大正版の目次の表記とは、一致してはいない。

(6) 明治四十三年（一九一〇）二月二十七日付の大阪朝日新聞に掲載された「懷徳堂研究其二」最終回の末尾には、「懷

徳堂研究其一と題せしを懐徳堂考上巻と改題す、上巻は此に完結を告げたり」とある。

(7) 本資料は、表紙に「蔵書幅目録」と外題が記され、「清朝人文集目録」、「西村先生蔵幅目録」、「編纂所在庫」、「軸物目録」等の目録類が収録されているが、本章と次章とで紹介する、重建懐徳堂に関わる天囚の私案を記した資料も収録されている。この冊子全体は、種々の資料の雑纂と見なすのが妥当と考えられる。

(8) 天囚が大正八年度の「前後期講演科目」の講師と考えた狩野博士・桑原博士・三浦博士・小西博士は、京都帝国大学文学部の狩野直喜・桑原隲藏・三浦周行・小西重直のことを指すと考えられる。大正七年頃、天囚は京都帝国大学の講師を務めていた。このため、京都帝国大学の教員に対して「前後期講演科目」の講師への就任を自ら依頼するつもりであったと推測される。なお、『懐徳堂要覧』によれば、狩野・桑原・三浦・小西はそれぞれ、重建懐徳堂において定期講演を担当している。

(9) 『懐徳堂要覧』の「懐徳堂講義規則」には、「懐徳堂講義規則」に続いて、「素読科規則」、「懐徳堂通俗講演規定」が収められている。

(10) 『懐徳堂一覽』の「懐徳堂講義規則」と『懐徳堂要覧』の「懐徳堂講義講演規則」とにおいては、定期講演は「学

期」に関する規定がない。しかし、本資料においては、定期講演の「学期」が「一年ヲ分チテ前期後期ノ二学期」とするとされている。次章で述べるように、この頃天囚は重建懐徳堂を「単科大学」へ発展拡張させる構想を有していたと考えられ、天囚が二期期制の「定期講義」の創設を構想していたことと重建懐徳堂の大学化構想とは、おそらく関連していると推測される。

(11) 湯浅邦弘・竹田健二・佐伯薫「西村天囚関係資料調査報告―種子島西村家訪問記―」（『懐徳』第八十六号、二〇一八年一月）の「三、「故西村博士記念会会務報告書」参照。

(12) 大正十五年版『懐徳堂要覧』による。

(13) 大学令第二条には、「大學ニハ數個ノ學部ヲ置クヲ常例トス但シ特別ノ必要アル場合ニ於テハ單ニ二個ノ學部ヲ置クモノヲ以テ一大學ト爲スコトヲ得」とある。

〔追記〕本稿は、平成三十年度島根大学「萌芽研究部門」研究プロジェクト「西村天囚関係新資料の研究」の成果の一部である。